

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、家庭用品、機関紙事業その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、会議室、集会室とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は次に掲げるものとする。

(1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、子ども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業及び学生総合共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

(2) 生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会が行う総合共済事業、子ども共済事業及び生活クラブ共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

(3) 全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業及び自動車総合補償共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

(4) 加入者から掛金の支払を受け、加入者又はその家族の、この組合の組合員活動に係る事故、損害若しくは費用負担の発生、慶事又は暮らしの中のたすけあい事由の発生に関し、10万円を上限とする給付金を支払うことを約する事業

4 第3条第6号に規定する福祉に関する事業は、保育所を経営する事業とする。